

## 第63回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成28年7月19日(火) 午後2時00分
- 2 開会の日時 平成28年7月19日(火) 午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成28年7月19日(火) 午後2時45分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別  
定数40名 出席37名 欠席 3名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	出席	22	井上 利明	出席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	欠席
4	小橋 秀臣	欠席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	出席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	出席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	出席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	出席	29	宮武 博	出席
10	川上 敬三	出席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	出席
12	中尾 稜	欠席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	出席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	出席	35	岩藤 佐知子	出席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	出席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	出席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	出席

6 農業委員以外の出席者

事務局 局長 山神 一正 参事 箕浦 勝宏 次長 真田 明彦  
 課長 万代 幸男 副専門監 浦田 隆次 課長補佐 佐藤 孝司  
 係長 難波 仲広 副主査 原田 実

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
  - (4) 転用事業計画変更承認申請について
  - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
  - (6) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について
  - (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について（事務局長専決）
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について（事務局長専決）
  - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
  - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
  - (5) 農地改良届について
- 第2号議案 農政関係等について
- (1) 平成28年度事業について
  - (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

9番：池上 克己            34番：山本 正三

10 議事の内容

議 長     みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第63回総会を開会します。（あいさつ）

議 長     議事録署名委員を指名します。9番 池上 克己委員、34番 山本 正三委員にお願いします。

          それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

難波係長     6月の転用許可分については、諮問案件がありませんでしたので、総会後に許可指令書を交付しています。

議 長     第1号議案、農地法関係申請等についてを上程します。申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長     1番と2番は受人が同じなので同時に説明します。受人は檜津に居住していますが新規に就農するため、1番では檜津の畑を使用貸借し、2番では檜

津の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また許可後下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番と2番の2件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで許可意見としています。

**議長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

**議長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 3番、受人は新庄下に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、同居の母親から持分を受贈しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は庭瀬に居住し、約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、借入地である庭瀬の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は玉野市迫間に居住し、上高田を農業の拠点として約90アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により上高田の田及び畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番と7番は、受人が同じですので同時に説明します。受人夫婦は川入に居住し、世帯で約80アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により、いずれも川入の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 3番から7番までの5件ですが、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 8番、受人は北区御津伊田に居住し、約2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、弟からの受贈により御津伊田の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番・10番は受人が同じで、関係がありますので同時に説明します。受人は北区御津中畑に居住していますが、9番は御津中畑の田を取得し、10番は御津矢知の畑を5年間無償で借り受け、近隣の農家にアドバイスを受けながら、野菜、果樹を作付けして、新たに営農を行おうとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は久米郡美咲町境に居住し、約1.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により自宅近隣の建部町角石谷の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 8番から11番までの4件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 12番、受人は中畦に居住し、約57アールの農地を耕作する農業者で、増反により中畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は浦安本町に居住し、約62アールの農地を耕作する農業者で、増反により浦安本町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は箕島に居住し、世帯で約17アールの農地を耕作する農業者で、増反により内尾の田を5年間賃借権設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 12番から14番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等（1）は、中・中央地区1番から南区14番までの14件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等（1）についてはそのように決定いたします。

**議 長** 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 3ページ1番、転用目的は露天駐車場です。平成28年5月に農振除外済みの案件です。

申請人は北区津高に居住していますが、日近にある墓地に墓参りに行くときに駐車場がなく、路上駐車している状態のため、自己所有の申請地を2台分の露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、4ページ5条申請6番と同一の農地です。転用目的は分家住宅です。申請人は の官司をしており、北区吉備津の一軒家に家族4人で生活していますが、娘が分家住宅を自己所有の土地に建てて、娘と一緒に住むことになり、共有名義にすることになったため、分家住宅に転用しようとするものです。なお現在の住居は息子に譲ります。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は墓地です。申請人は北区西山内で生活していますが、西山内にある先祖代々の墓地が山の上であり、墓参りに行くのに苦労しているため、自己所有の申請地を墓地に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 1番から3番までの3件ですが、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 4番、転用目的は農家住宅です。申請人は北区建部町角石畝に居住する兼業農家ですが、現住居は老朽化し、山の上の方にあり、高齢である申請人が生活するのに不便であるため、利便性のよい自己所有の申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 4番の1件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 5番、転用目的は太陽光発電設備です。申請地の周囲はコンビニエンスストアや自動車整備工場に転用され、耕作しにくく田としての利用では収益に限度があるため、周辺に高い建物もなく太陽光発電装置の設置に最適な申請地を転用し、収益を確保するため転用しようとするものです。なお、他の所有地は設備管理の問題や南側に建物があるなどするため、太陽光発電には適しません。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 5番の1件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(2)は、北・吉備地区1番から南区5番までの5件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

**議 長** それではそのように決定いたします。

**議 長** 次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1番、転用目的は露天駐車場で、永久転用目的の一時転用です。一時転用期間は許可日から3年間です。

申請人は津島笹が瀬で警備業を営んでいますが、事務所や寮の周りにある駐車場では手狭なため、会社近隣で法人の役員の所有地である申請地を使用貸借して露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障がないと判断され、許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます

2番、転用目的は、自己住宅です。申請人は谷万成二丁目の実家に家族6人で住んでいますが、兄の結婚に伴い、家財道具も増え手狭になったため、独立して生計をたてるため、檜津の勤務地に通勤しやすい申請地を父から使用貸借して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は露天駐車場及び農業用倉庫です。申請人は居住地で塾を営んでいます。現在借りている塾の講師や保護者の送り迎えのための駐車場を返却しなければならず、住居近隣の申請地を母親から使用貸借して露天駐車場に転用しようとするものです。また申請人は渡人と同一敷地に居住し、世帯で農業を営んでおり、農業用倉庫はそのまま引き続き利用するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 中・中央地区協議会の協議の様式をお願いします。

須々木委員 1番から3番までの3件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで全件許可意見としています。

**議長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

**議長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 4番、転用目的は自己住宅です。平成28年5月に農振除外済みの案件です。受人は北区小山のアパートに家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具等が増えて住居が手狭になってきたため、妻の実家に近く、実家の農業の手伝いをしやすい申請地を祖母から使用貸借し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、祖母の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は自己住宅です。受人は北区辰巳の3LDKの借家に夫婦で生活していますが、家財道具等が増えて住居が手狭になったため、夫の勤務先への交通の便がよく、夫の実家にも近くお互いに助け合うことができる申請地を所有権移転し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も

問題ないと考えます。

6番は、先ほど3ページ4条申請2番で説明したとおり同時申請です。受人は 〃 の職員をしており、父親所有の家に同居していますが、独立するため、申請地を父親から使用貸借し、分家住宅に転用しようとするものです。

なお、土地の所有者である父親と同居し、共有名義にするため、4条申請も同時に申請されています。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は小規模多機能型居宅介護事業施設、特別養護老人ホーム及び老人短期入所事業施設です。受人は吉備中央町に事業所がある社会福祉法人ですが、申請地付近の医療施設との連携が図れることから、申請地を所有権移転し、小規模多機能型居宅介護事業施設、特別養護老人ホーム、老人短期入所事業施設の複合施設に転用しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は境内地及び露天駐車場です。受人の 〃 においては、参拝者の駐車場が不足しており、路上駐車によって近隣住民に迷惑をかけていることから、また境内地を拡張して梅の木を植栽するため、申請地を所有権移転し、境内地の拡張及び露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は米の貯蔵倉庫です。受人は津寺に事務所を置き、精米・販売業を営んでいますが、業務拡大により、玄米の買い取り量が増えており、既存の貯蔵倉庫だけでは貯蔵し切れないことから、事務所近隣の申請地を所有権移転し、米の貯蔵倉庫に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途に該当し、許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 4番から9番までの6件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を

元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見として  
います。

**議長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

**全員** 異議なし。

**議長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

**難波係長** 10番、転用目的は自己住宅です。受人は現在、北区御津野々口の借家で生活していますが、家財道具が増え手狭なため、実家に近く、両親や祖父母の世話をするのに便利な申請地を祖父から使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

**藤原委員** 10番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

**議長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

**全員** 異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

**原田副主査** 11番、転用目的は分家住宅です。平成28年5月に農振除外済の案件です。申請人は浦安本町のアパートに家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に隣接し、日常生活や農作業等で助け合って生活するのに便利な父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

宮武委員退室

12番、転用目的は露天資材置場の敷地拡張です。申請人は昭和50年3月に設立し、中畦に本店を置き、土木建築業を主な事業としていますが、事業の拡大に伴い建設資材が増加し資材置場が手狭になったため、既存の資材置場に隣接した役員所有の申請地に使用貸借権を設定し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと認められ、例外的に許可が可能と考えます。また転用面

積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は自己住宅です。申請人は静岡県浜松市に居住していますが、平成29年3月末に岡山へ転勤になるため、両親の所有地で実家に近く、両親の面倒を見るにも、農業の手伝いをするのにも便利な申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、両親の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は自己住宅です。平成27年1月に農振除外済の案件です。申請人は曾根の実家に家族4人で居住していますが、来年結婚の予定があり新居が必要になったため、実家に近く農業を手伝うにも便利な申請地を父から使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。なお実家には両親と妹が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は鮮魚小売店舗です。平成28年5月に農振除外済の案件です。申請人は現在、藤田に居住していますが、居住地周辺に鮮魚店がないため、安く新鮮な魚介類を供給し、周辺居住者の利便性を向上させようと考えていました。魚介類の仕入れ先も決まったため土地を探していたところ、自宅近隣の申請地を譲ってもらえることとなり、申請地を所有権移転し、店舗を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当し、自宅に近く通勤等の利便性が良く、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は自己住宅です。平成28年5月に農振除外済の案件です。申請人は箕島の祖父所有の実家に家族9人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く祖父母や両親の面倒を見ることができ、父の所有する農地にも近く、農業の手伝いをするにも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は太陽光発電設備です。平成23年の原発事故以降、太陽光発電設備が必要と考えており、社会貢献と収益を確保するため、周辺に高い建物もなく太陽光発電装置の設置に最適な申請地を譲り受け、転用しようとするものです。なお、受人の所有地は建物があったり、面積・接道の問題等があったりして、太陽光発電には適しません。

農地区分は、備中箕島駅から半径300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 11番から17番までの7件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区17番までの17件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(3)についてはそのように決定いたします。

宮武委員入室

**議 長** 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 6ページ1番、当初転用者は結婚の予定があることから、自己住宅の許可を受けましたが、結婚を取り止めたため住宅の建築を中止したものです。承継者は中区今在家の借家に家族4人で居住していますが、家財道具等が増え、住居が手狭となったため、実家に近い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、当初は夫婦共有での自己住宅建築の許可を受けましたが、

氏の母親も同居することになり、それに伴い 氏と母親の 氏との共有に変更するものです。住宅の計画その他の変更はありません。

議長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 1番と2番の2件について、いずれの案件も各担当委員の調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも承認意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、(4)については、いずれも承認と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転、を審議します。事務局から説明をお願いします。

難波係長 7ページ、北・吉備地区1番の1件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。今回は財団から担い手へ所有権移転するものです。

計画内容は、経営面積・農業従事状況など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、北・吉備地区協議会では承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、(5)の農用地利用集積計画については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に別紙の申請等(6)農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 別紙議案の申請等(6)の農用地利用計画変更申出一覧表をご覧ください。平成28年2月締めの農用地除外申し出について、農業委員さんからいただいた意見及び事務局の確認資料をもって協議を行った結果、変更案がまとまり、市農林水産課から意見を求められているものです。表中の斜線が引いてある案

件については、除外しない方針が示されたものです。他の案件については除外相当との案です。また岡山地域及び建部地域については編入分もありまして、ご覧のとおりです。

各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域及び建部地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。  
全 員 異議なし。

議長 では、農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、御津地域及び建部地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議長 次に申請等（7）農地法第3条の3 第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 8ページ中・中央地区1番から9ページ南区11番までの11件で、権利取得の事由、権利の種類及び内容はご覧のとおりです。5番はあっせん希望があり、申出書が提出されましたので、対応しています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（7）の11件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

原田副主査 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届、事務局長専決は、10ページ1番から9番までの9件で、転用目的は、長屋住宅・貸住宅2件、露天駐車場3件、共同住宅1件、太陽光発電設備1件、宅地造成1件、分譲住宅地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届、事務局長専決は、11ページ1番から15ページ32番までの32件で、転用目的は、分譲住宅地6件、貸事務所1件、露天駐車場6件、診療所2件、貸店舗1件、敷地拡張2件、小規模多機能型居宅介護施設1件、自己住宅3件、アパート等6件、長屋建て住宅2件、道路1件、建売住宅1件で、専決日は備考欄のとおり

です。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、１６ページ１番から１８ページ９番までの９件です。解約理由は耕作目的で６件、転用目的で３件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、１９ページ１番と２番の２件で、施設の概要は農業用倉庫２件です。

次に報告（５）農地改良届は、２０ページ１番から４番までの４件です。目的は、普通野菜畑３件、普通野菜畑及び果樹園１件です。

議長 これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 説明

議長 では以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他連絡事項が事務局ありますか。

事務局 ①次回総会予定（８月１８日（木）市役所７階大会議室）

柴田代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後２時４５分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員